

《第一問》

問1 相続税における物納制度に関する①適用要件、②適用手続き、③特定の延納税額に係る物納について、その概要を説明しなさい。

① 適用要件

(1) 概要 ④

税務署長は、納税義務者について相続税の申告書の提出により又は相続税について更正もしくは決定を受けたことにより納付すべき相続税額を延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合に、納税義務者の申請により、その納付を困難とする金額を限度として、物納を許可することができる。

この場合において、物納財産の性質、形状その他の特徴によりその一定の額を超える価額の物納財産を収納することについて、税務署長においてやむを得ない事情があると認めるときは、その一定の額を超えて物納の許可をすることができる。

(2) 物納財産 ⑥

① 物納に充てることができる財産は、納税義務者の課税価格計算の基礎となった財産(その財産により取得した財産を含み、相続時精算課税適用財産を除く。)で法施行地にあるものうち次に掲げるもの(管理処分不適格財産を除く。)とする。

イ 国債及び地方債

ロ 不動産及び船舶

ハ 社債及び株式並びに証券投資信託又は貸付信託の受益証券

ニ 動産

② 物納劣後財産を物納に充てることができる場合

①に掲げる財産のうち物納劣後財産を物納に充てることができる場合は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、それぞれ①に掲げる財産のうち物納劣後財産に該当しないもので納税義務者が物納の許可の申請の際現に有するものうちに適当な価額のものがない場合に限る。

(3) 物納財産の順位 ⑤

① 原則

(2)①ハ又はニに掲げる財産を物納に充てることができる場合は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、(2)①ハの財産については(2)①イ及びロに掲げる財産、(2)①ニに掲げる財産については(3)①イからハまでの財産で納税義務者が物納申請の際現に有するものうちに適当な価額のものがない場合に限る。

② 特例

税務署長は、納税義務者が物納の許可を申請しようとする場合において、その物納に充てようとする財産が特定登録美術品であるときは、その特定登録美術品については、その納税義務者の申請により、①の規定にかかわらず、物納を許可することができる。

② 適用手続き

(1) 申請手続 ⑤

イ 物納許可申請者は、その物納を求めようとする相続税の納期限又は納付すべき日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(イ) 金銭納付を困難とする金額及びその困難とする事由

(ロ) 物納を求めようとする税額

(ハ) 物納に充てようとする財産の種類及び価額

(ニ) その他必要な事項

ロ 上記適用要件(3)②の規定の適用を受けようとする者は、イの申請書に、物納に充てようとする特定登録美術品の種類及び価額その他その特定登録美術品に関する事項を記載した書類その他の一定の書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

(2) 許可又は却下 ⑤

イ 原則

税務署長は、(1)イの申請書の提出があった場合においては、その申請者及びその申請に係る事項について物納の要件に該当するか否かを調査し、その調査に基づき、その申請書の提出期限の翌日から起算して3月(その申請書に係る物納財産が多数であること等によりその調査に3月を超える期間を要すると認めるときは6月、積雪等によりその調査に6月を超える期間を要すると認めるときは9月)以内にその申請に係る税額の全部又は一部について物納財産ごとにその申請に係る物納の許可をし、又はその申請を却下する。

なお、税務署長はその許可をし、又は却下をした場合においては、書面により、これをその申請者に通知する。また、その期間内に、税務署長がその許可又は却下をしない場合には、その物納の許可があったものとみなす。

ロ 条件を付す場合

税務署長は、物納の許可をする場合において、物納の財産の性質その他の事情に照らし必要があると認めるときは、必要な限度においてその許可に条件を付すことができる。

この場合において、その許可に付した条件を記載した書面により、これをその申請者に通知する。

③ 特定の延納税額に係る物納

(1) 内容 ③

税務署長は、延納の許可を受けた者が延納税額から納期限が到来している分納税額を控除した残額を、変更された延納によっても金銭納付が困難な事由が生じた場合には、その者の申請により、特定物納対象税額につき、特定物納の許可限度額までの物納を許可することができる。

(2) 申請 ②

特定物納の許可を受けようとする者は、その特定物納に係る相続税の申告期限の翌日から10年を経過する日までに、一定の事項を記載した申請書に物納手続関係書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

問2 次の設例に基づき、以下の(1)及び(2)の間に答えなさい。

(設例)

子Z(40歳)は、平成22年中に建売住宅(子Zの居住用住宅)を購入することとなり、その取得のための資金として同年中に、父Y(68歳)から2,000万円、祖父X(90歳)から2,000万円の贈与を受けることとなった。なお、祖父Xと子Zの間に養親子関係はない。

子Zは、その贈与を受けた財産に係る贈与税の申告において、相続時精算課税を選択適用するとともに、住宅取得等資金に関する特例の適用を受けようと考えている。

(1) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合における贈与税の特例について、その概要を簡潔に説明しなさい。

(2) 子Zは、贈与税の負担が最も軽減される方法で贈与税の申告をしたいと考えているが、このときに行わなければならない贈与税の申告手続きについて説明しなさい。

(1) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合における贈与税の特例

① 適用要件 ⑥

平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者が、その取得をした日の属する年の翌年3月15日までにその住宅取得等資金の全額を一定の住宅用家屋の取得等に充てた場合において、同日までにその住宅用家屋を特定受贈者の居住の用に供したとき又は供することが確実であると見込まれるときは、その贈与により取得をした住宅取得等資金のうち住宅資金非課税限度額までの金額(既にこの規定の適用を受けた金額を控除した残額)については、贈与税の課税価格に算入しない。

② 住宅資金非課税限度額 ④

平成22年1月1日から平成23年12月31日までの間に贈与により住宅取得等資金の取得をした特定受贈者の次の掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額をいう。

(1) (2)以外の者 … 1,500万円

(2) 住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年が平成23年のみである者
… 1,000万円

(注) 特定受贈者とは、居住無制限納税義務者又は非居住無制限納税義務者に該当する個人のうち、住宅取得等資金の贈与を受けた日の属する年の1月1日において二十歳以上であって、その年分の合計所得金額が2,000万円以下である者をいう。

(2) 贈与税の申告手続き

① 贈与税の期限内申告 ④

贈与により財産を取得した者は、その年分の贈与税の課税価格に係る贈与税額(贈与税の配偶者控除の規定の適用がないものとして計算した金額)があるとき又はその財産が相続時精算課税の規定の適用を受けるものであるときは、その年の翌年2月1日から3月15日までに、課税価格、贈与税額その他一定の事項を記載した期限内申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

② 相続時精算課税にかかる手続き ③

相続時精算課税の適用を受けようとする者は、贈与税の期限内申告書の提出期間内に、贈与者ごとに、その贈与者からのその年中における贈与により取得した財産について、相続時精算課税選択届出書その他一定の書類を贈与税の期限内申告書に添付して納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

③ 贈与税の非課税特例に係る手続き ③

住宅取得等資金の贈与を受けた場合における贈与税の特例の規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、贈与税の期限内申告書に、この規定の適用を受けようとする旨を記載し一定の書類の添付がある場合に限り適用する。

《第二問》

1. 相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 相続または遺贈により取得した個々の財産(次の(2)、(3)及び(6)に該当するものを除く。)の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	計 算 過 程	取得者	課税価格に算入される金額
宅地J	$(300,000A \$ + ※102,000A \$) \times 80 = 32,160,000$ $※ (427,500A \$ - 300,000A \$) \times \frac{36\text{ヵ月}}{45\text{ヵ月}} = 102,000A \$$	配偶者丙	32,160,000 ②
宅地K	間口距離(14)m、奥行距離(18)m $700,000 \times 1.00 \times 252\text{m}^2 = 176,400,000$ (1) 自用 $176,400,000 \times \frac{4\text{室}}{20\text{室}} = 35,280,000$ (2) 貸付用 $176,400,000 \times \frac{16\text{室}}{20\text{室}} \times (1 - 0.7 \times 0.3) = 111,484,800$ (3) (1)+(2)=146,764,800 $146,764,800 \times \frac{126\text{m}^2}{252\text{m}^2} = 73,382,400$	子 B 養子F	73,382,400 73,382,400 ②
建物L	$8,000,000 \times 1.0 = 8,000,000$ $8,000,000 \times \frac{4\text{室}}{20\text{室}} + 8,000,000 \times \frac{16\text{室}}{20\text{室}} \times (1 - 0.3)$ $= 6,080,000$	子 B	6,080,000 ②
宅地M	間口距離(15)m、奥行距離(20)m $(500,000 \times ※1 1.00 + 400,000 \times ※2 1.00 \times 0.05) \times ※3 0.90 \times 350\text{m}^2$ $= 163,800,000$ $※1 \quad 350\text{m}^2 \div 15\text{m} \doteq 23.3\text{m} > 20\text{m} \quad \therefore 20\text{m} \rightarrow 1.00$ $(※2 \quad 350\text{m}^2 \div 20\text{m} = 17.5\text{m} < 20\text{m} \quad \therefore 17.5\text{m} \rightarrow 1.00$ $※3 \quad \frac{20\text{m} \times 30\text{m} - 350\text{m}^2}{20\text{m} \times 30\text{m}} \doteq 41.6\% \quad \therefore 0.90$ (1) 自用 $163,800,000 \times \frac{300\text{m}^2}{450\text{m}^2} = 109,200,000$ (2) 貸付用 $163,800,000 \times \frac{150\text{m}^2}{450\text{m}^2} \times (1 - 0.7 \times 0.3) = 43,134,000$ (3) (1)+(2)=152,334,000 $152,334,000 \times \frac{1}{2} = 76,167,000$	配偶者丙 養子E	76,167,000 76,167,000 ②
建物N	$10,000,000 \times 1.0 = 10,000,000$ $10,000,000 \times \frac{300\text{m}^2}{450\text{m}^2} + 10,000,000 \times \frac{150\text{m}^2}{450\text{m}^2} \times (1 - 0.3)$ $\times \frac{1}{2} = 4,499,999$	配偶者丙 養子E	4,499,999 4,499,999 ①
P社株式	(1) 480 (2) 485 (3) 492 (4) 482 最少 480 $480 \times 30,000\text{株} = 14,400,000$	子 C	14,400,000 ②

財産の種類	計 算 過 程	取得者	課税価格に算入される金額
Q社株式	(1) 790 ① (2) 780 (3) 785 (4) 760 最少 760 760×20,000株=15,200,000	子 C	15,200,000 ①
米国債	制限納税義務者が取得した在外財産は課税されない ①	孫 G	-
その他	相続時精算課税適用財産	子 C	10,000,000

(2) 取引相場のないR社株式の価額の計算

イ 評価方法の判定

$\frac{200\text{個}+150\text{個}}{1,000\text{個}} = 0.35 \geq 30\% \quad \frac{200\text{個}}{1,000\text{個}} = 0.2 \geq 5\% \quad \therefore \text{原則評価 ①}$
--

ロ 純資産価額の計算

(イ) 資産の部

(単位:円)

科目	帳簿価額	相続税評価額	計算過程
現金	900,000	900,000	
預金	50,000,000	50,036,000	50,000,000 + 45,000 - 9,000 = 50,036,000
受取手形	9,000,000	8,775,000	9,000,000 - 225,000 = 8,775,000
売掛金	61,500,000	60,250,000	61,500,000 - 1,250,000 = 60,250,000
貸付金	10,000,000	8,340,000	10,000,000 + 180,000 - 1,840,000 = 8,340,000
前払費用	-	-	①
製品	3,400,000	3,400,000	
原材料	2,000,000	2,000,000	
土地	72,000,000	72,000,000	①
借地権	-	43,250,000	①
建物	5,200,000	6,784,000	7,456,000 × 1.0 × (1 - 0.3 × 30%) = 6,784,000 (千円未満切捨)
借家権	500,000	-	①
構築物	800,000	800,000	
車両運搬具	550,000	550,000	
什器備品	200,000	200,000	
機械装置	3,500,000	3,500,000	
有価証券	3,000,000	1,820,000	①
ゴルフ会員権	2,800,000	1,694,000	2,420,000 × 70% = 1,694,000
開発費	-	-	①
解約返戻金	-	3,420,000	①
合計	225,350,000	267,719,000	

(ロ)負債の部

(単位:円)

科目	帳簿価額	相続税評価額	計算過程
支払手形	2,400,000	2,400,000	
買掛金	3,000,000	3,000,000	
借入金	18,000,000	18,000,000	
未払金	100,000	100,000	
未払役員賞与	500,000	500,000	
貸倒引当金	-	-	
返品調整引当金	-	-	①
賞与引当金	-	-	
未払法人税	1,850,000	1,850,000	
未払消費税	386,000	386,000	(千円未満切捨)
未払事業税	1,127,000	1,127,000	①
未払都道府県民税	400,000	400,000	(千円未満切捨)
未納公租公課	734,000	734,000	(千円未満切捨)
未払退職給与	49,200,000	49,200,000	①
合計	77,697,000	77,697,000	

(ハ) 1株当たりの純資産価額の計算

(単位:円)

財産の種類	計算過程	取得者	課税価格に算入される金額
R社株式	(1) 相続税評価額 $267,719,000 - 77,697,000 = 190,022,000$ (2) 帳簿価額 $225,350,000 - 77,697,000 = 147,653,000$ (3) 純資産価額 $\frac{(1) - ((1) - (2)) \times 42\%}{100,000 \text{株}} = 1,722 \text{ (円未満切捨)}$	子 B	

ハ 1株当たりの価額の計算

(単位:円)

財産の種類	計算過程	取得者	課税価格に算入される金額
R社株式	注1 $280 \times 0.6 + \text{注2 } 1,377 \times (1 - 0.6) = 718 \text{ (円未満切捨)}$ 注1 $280 < 1,722 \quad \therefore 280$ 注2 $35\% \leq 50\% \quad \therefore \frac{80}{100} \text{ 適用あり } \textcircled{1}$ $1,722 \times \frac{80}{100} = 1,377$ $718 \times 10,000 \text{株} = 7,180,000$	子 B	7,180,000 ①

(3) 相続または遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	計 算 過 程	取得者	課税価格に算入される金額
生命保険金等	$30,000,000 - (\text{注}) 18,000,000 = 12,000,000$ $40,000,000 \times \frac{1}{2} = 20,000,000$ $20,000,000 - (\text{注}) 12,000,000 = 8,000,000$ (注) 生命保険金等の非課税金額 $5,000,000 \times 6 (\text{法定相続人の数}) = 30,000,000 \text{ ①}$ $\leq 30,000,000 + 20,000,000 = 50,000,000$ 丙 $30,000,000 \times \frac{30,000,000}{50,000,000} = 18,000,000$ D $30,000,000 \times \frac{20,000,000}{50,000,000} = 12,000,000$	配偶者丙 子 D	12,000,000 8,000,000 ①
退職手当金等	$45,000,000 + (15,000,000 - (\text{注1}) 10,800,000) = 49,200,000 \text{ ①}$ $49,200,000 - (\text{注2}) 30,000,000 = 19,200,000$ (注1) $15,000,000 > 1,800,000 \times 6 = 10,800,000 \quad \therefore 10,800,000$ (注2) 退職手当金等の非課税金額 丙 $5,000,000 \times 6 (\text{法定相続人の数}) = 30,000,000 < 49,200,000$ $\therefore 30,000,000$	配偶者丙	19,200,000 ①

(4) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

(1) K(貸付事業用) $\frac{73,382,400}{126\text{m}^2} \times 50\% = 291,200$ $291,200 \times 0.5 = 145,600$ <u>養子Fは事業非継続のため適用なし ①</u>		
(2) M(特定居住用) $\frac{54,600,000}{116.66\cdots\text{m}^2} \times 80\% = 374,400$ $374,400 \times 0.6 = 224,640$		
(3) M(貸付事業用) $\frac{43,134,000}{116.66\cdots\text{m}^2} \times 50\% = 184,860$ $184,860 \times 0.5 = 92,430$ $\therefore (2) \rightarrow (1) \rightarrow (3)$ の順に適用		
$374,400 \times 116.66\cdots\text{m}^2 = 43,679,999$ $291,200 \times (\text{注}) 102.77\cdots\text{m}^2 = 29,928,888$ (注) $200\text{m}^2 \times (1 - \frac{116.66\cdots\text{m}^2}{240\text{m}^2}) = 102.77\cdots\text{m}^2$		
特 例 適 用 対 象 財 産	取得者	課税価格から減額される金額
宅地M	配偶者丙	43,679,999 ②
宅地K	子 B	29,928,888 ②

(5) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

債務及び葬式費用	負担者	計 算 過 程	金 額
債 務	配偶者丙	遺言執行費用は控除できない。	4,000,000 ①
葬 式 費 用	子 B	墓碑購入費用は控除できない	3,000,000 ①

(6) 課税価格に加算する贈与財産(暦年課税分)価額の計算

(単位：円)

贈 与 年 分	受贈者	計 算 過 程	加算される 贈与財産価額
平成21年	配偶者丙		20,000,000 ①

(7) 相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等 区分	配偶者丙	子 B	子 C	子 D	養子E	養子F		計
相続または遺贈による 取得財産	69,147,000	56,713,512	29,600,000		80,666,999	73,382,400		
みなし取得財産	31,200,000			8,000,000				
相続時精算課税の適用 を受ける贈与財産			10,000,000	①				
債務及び葬式費用	△ 4,000,000	△ 3,000,000						
生前贈与加算 (暦年課税分)	20,000,000							
課 税 価 格 (1,000円未満切捨て)	116,347,000	53,713,000	39,600,000	8,000,000	80,666,000	73,382,000		371,708,000

2. 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産額
371,708 千円		50,000 + 10,000 × 6人 = 110,000 ① 千円		261,708 千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の総額の基となる税額
配偶者丙	$\frac{1}{2}$	130,854 千円		35,341,600 円
子 B	$\frac{1}{12}$	21,809		2,771,350
子 C	$\frac{1}{12}$	21,809		2,771,350
子 D	$\frac{1}{12}$	21,809		2,771,350
養子E	$\frac{1}{6}$	43,618		6,723,600
養子F	$\frac{1}{12}$	21,809		2,771,350
①				
合計	6人	1		(100円未満切捨) 53,150,600 円

(2) 相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

区分	相続人等							計
	配偶者丙	子 B	子 C	子 D	養子E	養子F		
算出税額	16,636,480	7,680,432	5,662,411	1,143,921	11,534,447	10,492,906		
加算または減算	相続税額の2割加算					2,098,581		
	贈与税額控除額 (暦年課税分)	△ 7,200,000						
	配偶者の税額軽減額	△ 9,436,480						
	未成年者控除額							
	障害者控除額							
差引税額	0	7,680,432	5,662,411	1,143,921	11,534,447	12,591,487		38,612,698
贈与税額控除額 (相続時精算課税分)		①	0					
納付税額 (100円未満切捨て)	0	7,680,400	5,662,400	1,143,900	11,534,400	12,591,400		38,612,500

(注) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算過程は、次の(3)に記載する。

(3) 相続税額の2割加算及び控除金額の計算

(単位：円)

加算及び控除の項目	対象者	計算過程	金額
相続税額の2割加算	養子F	$10,492,906 \times \frac{20}{100} = 2,098,581$	2,098,581
贈与税額控除額 (暦年課税分)	対象者① 配偶者丙	$(20,000,000 - 1,100,000) \times 50\% - 2,250,000 = 7,200,000$	$\triangle 7,200,000$ ①
配偶者の 税額軽減額	配偶者丙	(1) $16,636,480 - 7,200,000 = 9,436,480$ (2) $53,150,600 \times \frac{\text{注 } 116,347,000}{371,708,000} = 16,636,480$ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">注 ① $371,708,000 \times \frac{1}{2} = 185,854,000 \geq 160,000,000$ $\therefore 185,854,000$ やり方①</div> ② 116,347,000 ③ ① > ② $\therefore 116,347,000$ (3) (1) < (2) $\therefore 9,436,480$	$\triangle 9,436,480$
贈与税額控除額 (相続時精算課税分)	子 C	$10,000,000 - (\text{注}) 10,000,000 = 0$ $(\text{注}) 10,000,000 \leq 25,000,000 \therefore 10,000,000$ ①	0